

環境 SDGs まちづくり推進事業 実施団体募集要項

I はじめに

1 環境 SDGs まちづくり推進事業の目的

名古屋市は、令和元年に内閣府から、持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取組を先導的に進めていく自治体として、「SDGs 未来都市」に選定されました。

これを受け、本市では、地域団体や企業等と協働し、地域課題の解決に向けた検討と SDGs の取組を実践する「SDGs まちづくり推進事業」を展開してきました。

令和 12 年（2030 年）の SDGs 達成に向け、これまでに 5 地域で実践してきた SDGs まちづくりの取組を踏まえ、新たな地域において「SDGs の浸透」(*) や地域課題の解決を図ることを目的として、令和 8 年度に「環境 SDGs まちづくり推進事業（以下、「本事業」という。）」を実施します。

本事業は令和 8 年度を初年度として、SDGs の視点を取り入れたワークショップを開催し、地域課題の共有を図るとともに、地域課題の解決に繋がる「グリーンインフラ」(*) の検討を行います。令和 9 年度には、これらの検討を踏まえたグリーンインフラの整備を行い活用する、2 か年の事業を想定しています。

※「SDGs の浸透」とは、住民・企業・団体等、地域に関わる方々が、SDGs を認識し、SDGs の視点からまちや社会の課題を自分ごととして捉え、地域活動・事業活動・日常生活等の中で、SDGs 達成に向け取り組むようになることをいいます。

※「グリーンインフラ」とは、緑や水などの自然が持つ CO₂ 吸収機能、雨水貯留浸透機能、景観形成機能をインフラや生活空間に活用することで、気候変動緩和や浸水被害減少、暑熱対策などの効果や快適な生活環境の創出、地域活性化等の効果を同時に生み出す手法です。代表的な手法としては、以下のようなものが挙げられます（※具体例は別紙 1 を参考）。

- ・雨庭（レインガーデン）：雨水を一時貯留し、ゆっくり浸透させる植栽地。都市型水害の緩和や地下水涵養に貢献。
- ・壁面緑化：建物外壁に植物を配置し、夏季の冷房負荷削減やヒートアイランド緩和に寄与。
- ・ビオトープ：多様な生物が生息できる小規模生態系。生物多様性保全や環境教育の場として活用。

なお、上記はあくまで例示であり、地域の特性や課題に応じて多様な手法を検討するものとします。

2 本事業の概要

本事業は、名古屋市内でまちづくり活動を行っている地域団体や事業者等を募集・選定します。

その後、地域住民やSDGsまちづくりに関心がある市民、学生、企業等の参加者を募集し、参加者が主体となって意見交換を行うワークショップ等を年4回程度実施します。

ワークショップ等では、SDGsの視点からグリーンインフラやSDGsアクション（※）のアイデアを検討し、令和9年度にグリーンインフラの整備やSDGsアクションを実践します。また、グリーンインフラ整備後も維持管理やまちづくり活動への活用等を通じて、地域へのSDGsの浸透・定着を図るとともに、SDGsの輪の拡大に取り組みます。

※「SDGsアクション」とは、ワークショップ等において出たアイデアをもとに、環境を切り口とした環境・経済・社会の同時解決を図る地域での実践活動（イベント等）を想定しています。

II 募集要件

1 対象となる団体

上記の目的に沿って、本市と協働して事業に取り組む「実施団体」を募集します。実施団体は、以下の要件すべてを満たす団体とします。

- (1) 本事業の趣旨及び目的を十分に理解し、本市と連携しながら多様な主体とともに取組を推進していく意欲があること。
- (2) 名古屋市内で地域のまちづくりを目的とした活動を行っている団体（町内会・自治会・地域まちづくり活動団体等）または、これらの団体と連携してまちづくり活動に取り組む事業者等であること。
- (3) 本事業を実施するために必要な組織体制や人員体制が整っていること。
- (4) 地域内にワークショップで検討するグリーンインフラを導入可能な土地等を有しており、本事業で整備したグリーンインフラを、事業終了後も5か年度以上、不特定多数の方が観覧可能な場所として公開できること。なお、導入に必要な面積・規模は、検討するグリーンインフラの手法によって異なりますが、次のいずれかを満たすことを目安とします。
 - ア 土地（地面）への整備の場合：概ね50㎡以上であること。
 - イ 建物の壁面等への整備の場合：壁面緑化等に適した建物外壁等を有すること（面積基準は本市と協議の上で判断します）。
- (5) 本事業終了後も5か年度以上、本事業で整備したグリーンインフラを自ら維持し、管理できること。

2 実施団体数

募集团体：1団体

3 グリーンインフラの整備・SDGsアクションの実践

ワークショップでの検討内容を踏まえ、令和9年度に実施団体でグリーンインフラの発注・施工及びSDGsアクションの実践を行っていただきます。

グリーンインフラの発注・施工にあたっては、施工費の一部を本市から補助する予定です。ただし、令和9年度予算の成立を前提します。

4 留意事項

- ワークショップは、本市及び本市が委託する事業者を中心に、実施団体や連携団体、ワークショップ参加者等と十分に協議しながら進行します。
- ワークショップ参加者は、実施団体等の構成員のほか、地域住民やSDGsまちづくりに関心がある市民、学生、企業等、地域内外の多様な主体（ステークホルダー）を想定しています。
- ワークショップの実費（会場借上料、資料代など）は本市が負担します。
- ワークショップは、必要に応じてオンライン参加が可能なハイブリッド形式で実施する場合があります。子育て世代や学生、就労世代など、参加しやすい環境を整えることで、多様な担い手の参画を促します。
- 事業開始後、登録ランドスケープアーキテクトや技術士等の資格を有する専門家（本市指定のアドバイザー）から技術的な助言等を受ける機会を設ける予定です。アドバイザーは主に、植生の選定・排水計画・維持管理コストの試算等に関してワークショップ後半に関与することを想定しています。
- 本事業で整備したグリーンインフラは、本事業終了後少なくとも5か年度は、実施団体側で維持管理をしていただきます。また、整備したグリーンインフラの見学者の受入れ及び案内等の対応は、実施団体が主体で行っていただきます。
- 本事業の成果について、本市ウェブサイトや本市が作成する冊子等で公表するとともに、名古屋市内の他地域が同様の取組を行う際の「実践ガイドブック」として取りまとめ、活用することを想定しています。また、セミナーや報告会等で成果発表をお願いする場合があります。実施団体等の取組内容や写真等が掲載される場合は、事前にご確認いただきます。

Ⅲ 応募手続き

1 応募書類の提出

応募書類及び添付資料は下記からダウンロードいただけます。

<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/kankyuu/1034787/1012546/1050543.html>

(1) 応募書類及び添付資料の一覧

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">1 申請書（様式 1）2 活動計画書（様式 2）3 収支の状況※（様式 3）※申請団体が法人等の場合は、「監査報告書」等4 活動地域における過去 3 年程度のまちづくり活動内容（様式 4）5 申請団体の定款又は規約（任意様式）6 申請団体の構成員名簿又は組織図及び担当部署・氏名等がわかるもの（任意様式）7 活動地域を記した図（任意様式）8 グリーンインフラを導入可能な土地又は建物を示した図面と、その土地又は建物の所有者がわかる登記事項証明書9 土地・建物の所有者が申請団体と異なる場合は、土地・建物の利用について所有者の同意を得たことが分かる文書（様式 5） |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※様式の記載方法は、別添の記載例を参考にしてください。

※応募書類に提出できないものがある場合は、本市と協議の上、代替資料の提出をお願いする場合があります。

※その他、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

(2) 提出期限 令和 8 年 7 月 17 日（金）午後 6 時必着（郵送の場合は同日必着）

(3) 提出方法

下記まで電子メール又は郵送にて、(1)の資料一式を 4 部提出してください。

【提出先・お問合せ】

株式会社 創建（環境 SDGs まちづくり推進事業受託事業者）

住 所：〒460-0011 名古屋市中区大須四丁目 10 番 32 号

電 話： 052-253-7156

メール： info-green-infra@soken.co.jp

2 提出にあたっての留意点

- (1) 応募書類の作成にあたっては、審査基準（IV 審査・採択 2 審査基準）を参考に考案してください。
- (2) 必要に応じて、図表等を用いて記載してください。
- (3) 補足資料の提出や内容の確認をお願いする場合があります。
- (4) 提出する用紙は、日本産業規格に定める A4 に統一してください。

3 出張事前相談について

本事業の実施に向けて、応募を検討している団体を対象に「出張事前相談」を実施します。ご希望の場合は、上記1（3）の【提出先・お問合せ】にご連絡ください。

IV 審査・採択

1 審査・採択方法

審査及び採択は、本市が選任する「環境 SDGs まちづくり推進事業実施団体選定委員」により次のように行います。

(1) 書類審査・ヒアリング審査の実施

【第1段階：書類審査】

提出書類に基づき、応募要件の適合性を確認するとともに、後掲の審査基準(IV 2)に示す各評価項目について委員が採点・評価を行います。応募団体が多数の場合は、書類審査の結果に基づき、ヒアリング審査へ進む団体を選定します(最大5団体程度を想定)。

【第2段階：ヒアリング審査(プレゼンテーション)】

選定された団体に対し、プレゼンテーション及び質疑応答による審査を行います。書類では把握しきれない団体の熱意、対話能力、体制の実態等を確認し、最終的に採択団体を決定します。

日程：令和8年7月下旬(予定) 詳細については別途連絡します。

※応募団体数が少数(1~2団体程度)の場合は、ヒアリング審査を省略し、書類審査のみで採択を行う場合があります。

(2) 留意事項

- ・審査会では、提出書類に基づいて申請内容について、プレゼンテーションをしていただきます。プレゼンテーションにあたり、プロジェクター等の使用を希望する場合は、あらかじめご相談ください。
- ・申請書類として指定された提出書類以外の資料等は、審査会前に選定委員が確認することはありません。プレゼンテーション等の際に資料が必要な場合は、自団体のヒアリング時間内に配布等を行っていただきます。
- ・審査会への出席者は3人以内とし、ヒアリング時間は1団体あたり30分程度(準備5分、説明10分、質疑15分程度)を予定しています。

2 審査基準

審査基準は下表のとおりです。

評価項目	評価ポイント
① 事業に対する理解・意欲	<ul style="list-style-type: none">・ 本事業に対する理解が十分で、申請団体がSDGsを自分ごととして捉えており、かつ、本事業に対する意欲が十分であるか。・ 申請団体及び連携団体自らが主体となって地域活動に関わった実績があるか。
② 地域課題・事業の必要性	<ul style="list-style-type: none">・ 地域課題が具体的かつ主体的に捉えられており、本事業により解消に寄与するものであるか。
③ 実施体制・他団体との連携	<ul style="list-style-type: none">・ 事業に必要な人員・組織体制を整備しているか。・ 自治会・町内会・商店街・学校・企業等、多様なステークホルダーを巻き込む体制が構築されているか（または見込まれるか）。
④ 事業の実現性	<ul style="list-style-type: none">・ 十分な土地又は建物が確保され、多様なグリーンインフラの検討が可能な場所であり、周知啓発に有効な場所であるか。・ 翌年度（令和9年度）のグリーンインフラ整備について、合意を妨げる要因は存在しないか。
⑤ 継続性・維持管理体制	<ul style="list-style-type: none">・ 事業後のグリーンインフラの維持管理体制が整備できる見通しがあるか。また、維持管理の担い手の育成が期待できるか。・ 事業終了後も、グリーンインフラの維持管理や地域活動への活用を通じて継続的な地域活動等の取組・発展が期待できるか。
⑥ 波及効果	<ul style="list-style-type: none">・ 本事業の成果が周辺地域や他地区へ波及する可能性があるか。・ 他地域のモデルとなり得る先進性・示唆性が認められるか。

3 結果通知

採択結果は文書又はメールにより通知します。

また、採択・非採択に関わらず、選定委員の講評・アドバイスを応募団体にフィードバックします（メール等で送信予定）。フィードバックの内容は、今後の地域活動や次年度以降の応募に役立てていただくことを目的としています。

4 採択対象からの除外

次のいずれかに該当した場合は、採択対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の内容が記載されていると判明した場合
- (2) その他不正行為があったと認められる場合

5 採択後の流れ（予定）

（令和 8 年度）

時期	内容
8月上旬頃	ワークショップ参加者の募集（市と協議して決定）
8月～12月	ワークショップ（4回程度実施）
1月～3月	振り返り

（令和 9 年度）

時期	内容
4月～2月	グリーンインフラの整備、SDGs アクションの実践

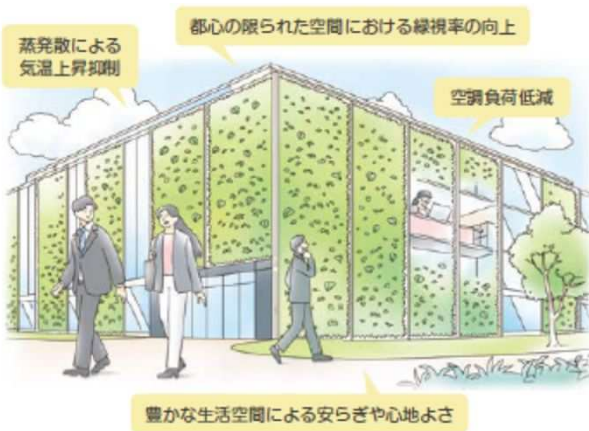
グリーンインフラの例

壁面緑化・屋上緑化

建築物の壁面や屋上等に植栽基盤を設置し、植栽の蒸発散作用による冷却効果や日射を遮ることによる空調負荷低減効果、雨水の流出抑制などの機能を発揮します。また、あわせて在来植物を活用することで生き物の生育環境を提供することになり、生物多様性の保全にも貢献します。

また、緑視率の向上に寄与し、緑を活かした豊かな生活空間によるやすらぎや心地よさを得られます。

壁面緑化



屋上緑化



芝生など草地の広場

土壌の透水性を適切に確保しつつ、芝生などを整備することで、芝生植栽基盤への雨水浸透により、雨水流出速度の低減及び雨水の流出量の低減と浄化が可能となり、また、地表面の温度の低減効果も発揮できます。

また、芝生など草地の広場は人気の景観であるとともに、子どもたちが走り回り、寝転んだりできる遊び場となります。さらに、植生の豊かさに応じ、バッタ等の昆虫の生息場所を提供し、生物多様性の保全に寄与します。

芝生広場

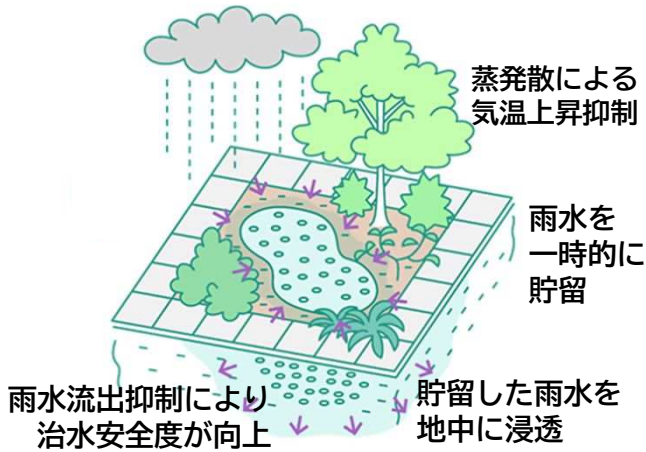


雨庭(レインガーデン)

周囲に降った雨を集め、一時的に貯留しながら地中に浸透させる植栽空間です。窪ませた地表面や敷き詰めた碎石の隙間などに雨水を貯留し、ゆっくりと時間をかけて地中に浸透させることで、河川や下水道に雨水が集中して流れ込むことを抑制します。

また、土壤に水を供給し、周囲の植物の健全な生育に寄与するとともに、地下水の涵養(かんよう)にもつながります。

雨庭のイメージ



雨庭



雨花壇

花壇に雨庭の要素を施したもので、雨水の貯留・浸透、生物の生息環境の創出、景観の向上などの機能が発揮されます。

また、花壇の維持管理等を通じて、住民の憩いや日常的な交流の場が生まれ、Well-beingの向上にもつながります。

雨花壇

